

重要事項説明書

(指定訪問看護)

事業者：医療法人社団 盈進会

重要事項説明書

様に対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業所の概要

(1) 事業者概要

事業者名	医療法人社団 盈進会
所在地	静岡市葵区本通西町39
連絡先	054-255-5514
代表者名	理事長 岡 慎一郎
法人設立年月日	平成25年11月1日

(2) 事業所の概要

事業所名	つどいのおか訪問看護ステーション
所在地	静岡市葵区本通西町39
連絡先	054-269-5031
管理者名	齋藤美咲
サービス種類	指定訪問看護
指定番号	4290400号(医療保険) 2264290400号(介護保険)
開設年月日	平成28年5月1日
サービス提供地域	静岡市葵区・駿河区(中山間地域を除く)

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(3) 営業日・営業時間

平日	8:30 ~ 17:30
定休日	日曜日、GW(5月3~5日)及び年末年始(12月30日~1月3日)

(4) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名		1名
看護師	看護師	4名(2名兼務)	1名	5名
理学療法士	理学療法士	3名(兼務)		3名
事務職員		1名(兼務)		1名

2 事業の目的・運営方針

(1) 目的

疾病または負傷等にて居宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(2) 運営方針

- 利用者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。
- 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

3 訪問看護サービスの内容

病状・障害の観察、清拭・洗髪等による清潔の保持、療養上の世話、褥創の予防・処置、認知症患者の看護リハビリテーション、療養生活や介護方法の指導、カテーテル等の管理、その他医師の指示による医療処置等

(1) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

4 利用料金

- (1) 利用料金として介護保険法第に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる割合負担時応じた費用にかかる額または健康保険法に規定する訪問看護療養費の支給対象となる割合負担に応じた費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。（別紙参照：つどいのおか訪問看護ステーション料金表）

(2) その他の利用料（消費税を含む金額）

※保険適応外の訪問看護は、30分当たり4,000円が全額自己負担となります。

保険適応外の自費については、営業時間外(8:30～17:30以外及び年末年始、GW、日曜日)に関しましては50%割増させていただきます。

※介護保険利用の場合、通常のサービス提供地域以外にお住いの方は、交通費として通常のサービス提供地域を超えた地点からの最短の道のりの往復距離数×50円が全額自己負担になります。

（通常のサービス提供地域は交通費がかかりません）

※医療保険利用の場合は、交通費として事業所からの距離数（最短の道のりの往復距離数）に応じた金額が全額自己負担になります。（料金表参照）

※死後の処置等をご希望され実施した場合は全額自己負担になります。（料金表参照）

※看護の内容によっては、処置等に必要な物品をご用意いただく場合があります。

(3) キャンセル料金

① ご利用日の前営業日までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の当日の朝までにご連絡がなかった場合	利用料の自己負担額

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

ただし、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

キャンセルをされる場合は、至急事業所（054-269-5031）までご連絡ください。

医療保利用の場合は、交通費と利用料を頂きます。

(4) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月10日までに送付。または、翌月初回訪問日に持参いたします。翌月27日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。

（預金口座振替の場合、27日が引き落としとなります。27日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。）

入金確認後、領収書を発行します。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

サービス利用には、主治医の発行する訪問看護指示書が必要です。

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

お申し込みは、当事業所又は主治医、ケアマネジャーにご相談下さい。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の2週間前までに、お申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月前までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険利用でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合

※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。

- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除または休止

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず1ヶ月以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。
- ・天災、災害、事業所設備の故障等その他やむを得ない理由により、サービス提供が困難になった場合は一時休止させて頂く場合があります。

⑤ その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

6 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	(続柄:)
	住所	
	連絡先	自宅: 携帯:
緊急連絡先 ①	氏名	(続柄:)
	住所	
	連絡先	自宅: 携帯:
緊急連絡先 ②	氏名	(続柄:)
	住所	
	連絡先	自宅: 携帯:

7 個人情報の保護、守秘義務について

職員又は、職にあった者は、職務中に知りえた秘密を洩らしません。
但し、事業所間での情報共有はこれに限りものではありません。
個人情報保護の基本方針については、別紙をご参照ください。

8 第三者評価の実施状況等について

実施の有無 なし

9 サービス内容に関する、相談、苦情窓口

利用者は、当事業所のサービス提供について、いつでも苦情を申し立てることが出来ます。
利用者は当事業所に苦情を申し立てることにより、何ら差別処遇を受けません。

TEL：054-269-5031

担当者：_____ 齋藤 美咲 _____

受付時間：午前9：00～午後17：00

この他、静岡市や国民健康保険団体連合会窓口に苦情を申し立てることが出来ます。

国民健康保険団体連合会

TEL：054-253-5590

静岡市介護保険課（介護保険利用の場合のみ）

TEL：054-221-1377

10 虐待の防止について

(1)虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 齋藤美咲
-------------	----------

②虐待の防止のための指針を整備します。

③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。

(2)サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報します。

【事業所】

指定訪問看護重要事項説明書に基づいて訪問看護サービスの提供に関する説明をしました。

所在地 静岡市葵区本通西町39

名称 つどいのおか訪問看護ステーション

説明者 齋藤 美咲 印

【ご利用者等】

指定訪問看護重要事項説明書に基づいて訪問看護サービス提供に関する説明を受けました。

介護保険利用者 同意欄

- ・ 緊急時訪問看護加算算定について (同意します 同意しません)
- ・ 個人情報については、利用目的の範囲内で使用することについて (同意します 同意しません)
- ・ 必要時、各種加算算定について (同意します 同意しません)

医療保険利用者 同意欄

- ・ 24時間対応体制加算について (同意します 同意しません)
- ・ 個人情報については、利用目的の範囲内で使用することについて (同意します 同意しません)
- ・ 必要時、各種加算算定について (同意します 同意しません)
- ・ 必要時、居住地の市町村・保健福祉センター・入院時等に訪問看護に関する情報を提供することについて (同意します 同意しません)

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印 (続柄 _____)